

錦江町農業委員会 10月定例総会会議録

○ 開催日時 令和5年10月27日（金） 午後1時30分から

○ 開催場所 本庁2階会議室

○ 委員（農業委員 14人、農地利用最適化推進委員 10人）

会長	1番	安水 純一
会長代理	2番	鳥越 秀一
委員	3番	宿利原 勝吉
委員	4番	元丸 敏朗
委員	5番	宿利原 進
委員	6番	安田 憲次
委員	7番	徳永 哲朗
委員	8番	鍋 康博
委員	9番	貫見 和洋
委員	10番	畠中 正秋
委員	11番	本釜 好子
委員	12番	寺田 郁哉
委員	13番	毛下 利美
委員	14番	内藪 雄治

農地利用最適化推進委員	内藪 政文
農地利用最適化推進委員	山中 徹
農地利用最適化推進委員	水流 佳文
農地利用最適化推進委員	竹原 政洋
農地利用最適化推進委員	笹原 幸子
農地利用最適化推進委員	折小野 道男
農地利用最適化推進委員	横原 利己
農地利用最適化推進委員	中野 純治
農地利用最適化推進委員	舞原 幸一郎
農地利用最適化推進委員	白桃 勉

○ 欠席 なし

○事務局職員 事務局長 池之上 和隆 事務局次長 坂口 美智代
書記 永田 宗成・折久木まり子・舞原 利博

○議事日程

1、開会

2、農業委員憲章朗読

3、会長あいさつ

4、議 事

第1 議事録署名委員の指名について

第2 会務報告について

第3 附議事項

議案第25号 旧農業経営基盤強化促進法第15条第4項の規定による農用地
利用集積計画（所有権移転）の錦江町長に対する要請について

議案第26号 旧農業経営基盤強化促進法第15条第4項の規定による農用地
利用集積計画（利用権設定）の錦江町長に対する要請について

議案第27号 非農地証明願について

議案第28号 錦江農業振興地域整備計画の変更（用途区分変更）について

○事務局	皆さんこんにちは。それでは、時間になりましたので始めたいと思います。ただいまより、令和5年10月錦江町農業委員会定例総会を開会いたします。姿勢を正してください。一同礼。農業委員会憲章の朗読を4番元丸委員にお願いいたします。
○元丸委員	憲章朗読。
○事務局	ありがとうございました。それでは次に会長に挨拶をいただきまして引き続き、議事に入っていただきたいと思います。よろしく申し上げます。
○会長	皆さんこんにちは。大分朝晩、寒くなり家では今、ストーブが大活躍しております。しかしながら昼間は暑くてですね、汗ばむときもありますので、体調には十分、注意してくださいませようをお願いいたします。本日、総会が終わりましたら、錦江町認定農業者連絡協議会の研修会が行われます。その研修会の中に、認定農業者と農業委員との語る会というのがあります。その語る会の前にですね色々な農業機械の事故防止などの講習会もありますので、この会が終わったら農業委員の皆様も引き続き、そちらのほうの会に参加していただければと思います。よろしくをお願いいたします。終わります。はい。それでは、協議に入らせていただきます。本日、全員が出席されておりまして、錦江町農業委員会会議規則第8条の規定により総会は成立していることをお知らせいたします。それでは、錦江町農業委員会会則第23条第2項の規定により、本日の会議録署名委員に、6番安田委員と、7番徳永委員を指名しますので、よろしくをお願いいたします。次に会務報告についてを議題といたしますので、事務局の説明をお願いいたします。
○事務局	はい。10月の会務報告を行います。2日に県農業委員会職員協議会の肝属支部の会計監査をしていただきました。私と永田書記が鹿屋市と東串良町に出向いて監査を受けたところでございます。16日は現地調査を永田書記と折久木書記が行っております。17日はなんごう農政会議幹事会がございまして、私が出席いたしました。18日は県の農業委員会職員協議会肝属支部の総会を本町で開催いたしまして、事務局全員出席したところでございます。19日は農地中間管理事業担当者会議がオンラインで行われまして、坂口次長と永田書記が出席しております。20日は現地調査を、池田地区と田代川原地区を現地調査を行ったところでございます。池田地区は畠中委員と笹原推進委員、田代川原地区は貫見委員と舞原推進委員に出席していただいたところでございます。27日、本日は10月定例総会でございます。30日、月曜日には県の農業会議の巡回訪問がございまして。農業会議の大谷局長が本町に来られることになっております。以上でございます。
○会長	はい。ただいまの会務報告についての質疑等はありませんか。
○委員	なし。
○会長	ないようですので、以上で会務報告を終わり、付議事項に入ります。議案第

	25号旧農業経営基盤強化促進法第15条第4項の規定による農用地利用集積計画の錦江町長に対する要請についてを議題といたしますが、公平な審議とするため、〇〇推進委員の退席をお願いいたします。それでは、事務局の説明をお願いいたします。
○事務局	はい、では3ページになります。受付番号7番の譲渡人の方が、〇〇さん、笹原の方です。経営規模等については、お目通しください。場所が馬場字山畑4311番1、地目が台帳現況とも畑、地積が3,028㎡です。譲受人の方が、〇〇さん、笹原の方です。経営規模については、お目通しください。受付番号8番の譲渡人の方が、〇〇さん、笹原の方です。経営規模は、お目通しください。場所が馬場字山畑4311番2、地目が台帳現況とも畑、地積が919㎡。譲受人の方が、〇〇さん、笹原の方です。経営規模は、お目通しください。以上になります。
○会長	次に、畠中委員の報告をお願いいたします。
○畠中	報告します。この案件は、9月の定例会のあっせん申出の案件です。譲渡人の〇〇さん、〇〇さんは、親子で〇〇推進委員は、〇〇さんと夫婦です。〇〇君は甘藷を中心に、農業経営し畑もよく管理されております。問題ないと思います。また、認定農業者でもあります。この畑については、甘藷用の3棟のハウスを建てる予定だそうです。金額については、全部で〇〇円と聞いてます。よろしくお願ひします。
○会長	はい。事務局の説明と担当委員の報告がありましたが、質疑はありませんか。
○委員	なし。
○会長	質疑なしと認め採決いたします。お諮りいたします。議案第25号については、原案のとおり許可することに異議ありませんか。
○委員	なし。
○会長	異議なしと認めます。したがいまして、議案第25号については、原案のとおり許可することに決定しました。ここで〇〇推進委員の入室を認めます。続きまして、議案第26号旧農業経営基盤強化促進法第15条第4項の規定による農用地利用集積計画の錦江町長に対する要請についてを議題といたしますが、2回に分けて審議いたしたいと思いますが、ご異議ありませんか。
○委員	なし。
○会長	異議なしと認めます。それでは、受付番号第127号から129号について、事務局の説明をお願いいたします。
○事務局	はい、では5ページになります。受付番号127番の貸し人の方が、〇〇さん、上之宇都の方です。場所が馬場字柳ヶ迫3127番、地目が畑、地積が2,217㎡です。期間が令和5年12月15日から令和10年12月14日までです。小作料は〇〇円です。借り人の方が、〇〇さん、麓の方です。受付番号128番の貸し人の方が、〇〇さん、神川中の方です。場所が神川字西上ノ迫1254番1、地目が畑、地積が7,159㎡です。期間が令和5年12月15日から令和10年12

	<p>月 14 日までです。小作料は〇〇円です。借り人の方が、〇〇さん、中園の方です。受付番号 129 番の貸し人の方が〇〇さん、大原の方です。場所が田代麓字荒田原 4579 番 2、地目が畑、地積が 1,682 m²です。期間が令和 5 年 12 月 15 日から令和 6 年 12 月 14 日までです。小作料は〇〇円です。借り人の方が、〇〇さん、大原の方です。別紙で A4 の横の用紙にですね、借り人の方の経営の詳細などありますので、そちらの方も参考にしてください。</p>
○会長	<p>はい。事務局から説明がありましたがここで、山中推進委員の報告をお願いいたします。</p>
○山中推進委員	<p>はい、継続案件ですが 127 番、〇〇さんと〇〇さんは、親子でございますので、問題はないかと思えます。次の〇〇さんの畑を〇〇さんが〇〇円で、借りたいということで、継続案件ですが、以前からつくっていますので、問題はないかと思えます。よろしく申し上げます。</p>
○会長	<p>次に、中野推進委員の報告をお願いいたします。</p>
○中野推進委員	<p>受付番号 129 番について報告いたします。借り人の〇〇さんはお茶を中心に家族で経営されており、この農地も以前からお茶を植えております。農地も農地周りもきれいに管理されていますので、特に問題ないかと思えますので、よろしく申し上げます。</p>
○会長	<p>事務局の説明と担当委員の報告がありましたが、質疑はありませんか。</p>
○委員	<p>なし。</p>
○会長	<p>質疑なしと認め、採決いたします。受付番号 127 番から 129 番については、原案のとおり許可することに異議ありませんか。</p>
○委員	<p>なし。</p>
○会長	<p>異議なしと認めます。したがって、受付番号 127 番から 129 番については、原案のとおり許可することに決定いたしました。次に、受付番号 130 番から 134 番について審議しますので、事務局の説明をお願いいたします。</p>
○事務局	<p>はい。これからの案件につきましては、農地中間管理事業の関係になりますので、借り人の方は全て県の地域振興公社となっておりますので、そこは説明は割愛させていただきます。受付番号 130、131 番の貸し人の方が〇〇さん、郷ノ原の方です。場所が 2 筆ありまして、いずれも田代川原字高塚です。地番はお目通しください。地目は 2 筆とも畑です。地積が合計で 3,944 m²です。期間が令和 5 年 11 月 1 日から令和 10 年 10 月 31 日までです。受付番号 132 から 134 番の貸し人の方が〇〇さん、鳥井戸の方です。場所は 3 筆ありまして、馬場字西ノ下に 1 筆、馬場字木原ノ上に 3 筆あります。地番はお目通しください。地目は 3 筆とも田となっております。地積が合計で 3,467 m²です。期間が令和 5 年 11 月 1 日から令和 10 年 10 月 31 日までです。小作料が合計で米〇〇です。すいません、先ほどの案件の方、小作料を言い忘れましたが、先ほどの 130 と 131 は、合計で小作料が〇〇円です。あとまた、別紙で A 3 の横長の用紙が配布してありますけれども、そちらのほうですね。1 と 2 と 5 と 6 と 7 が、今</p>

	回の分の配分計画案で3、4につきましては、以前から機構のほうに貸出している分の借り主の方の変更の分の案件が載っております。以上になります。
○会長	事務局からの説明がありましたが、質疑はありませんか。
○委員	なし。
○会長	質疑なしと認め採決いたします。受付番号130番から134番については、原案のとおり許可することに異議ありませんか。
○委員	なし。
○会長	異議なしと認めます。したがって、受付番号130番から134番については、原案のとおり許可することに決定いたしました。続いて、議案第27号非農地証明願についてを議題といたしますので、事務局からの説明をお願いいたします。
○事務局	はい、では7ページになります。受付番号4番、申請日が令和5年10月6日です。申請人の方が、〇〇さん、鶴園の方です。場所が2筆ありまして、いずれも田代川原字後迫ノ東です。地番は、お目通しください。地目につきましては、台帳は2筆とも畑で、現況としては2筆とも原野状態となっております。地積が合計で2,370㎡です。ページをめくりまして8ページに、場所がありますけれども、雄川の滝の展望場が、上のほうに町道とありますけど、そこをまだ左手のほうに行ったら展望所があるところになります。その手前の田代の共進会が開かれる場所があるんですけど1726のところですね。その筋をずっと入って行って、豚舎がありまして、そこを過ぎたところの左手側になります。この写真を見ても分かるとおりで、手前部分が、昔は畑状態で、後ろの方が山というような状態になっていたところで、この2筆が申請地となっております。以上になります。
○会長	はい。事務局からの説明がありましたが、ここで、舞原推進委員の報告をお願いいたします。
○舞原推進委員	はい。報告いたします。10月20日、事務局3名と貫見委員で、現地を確認しに行きました。この場所は鶴園の集落から、少し離れたところにあり、周囲もほとんど山林となっていて、日当たりも悪い状態であります。農地のほうにも竹やら草が入り込んでおり、農地として復旧することも困難であり、周囲も今言ったとおりで、山林となっているため、非農地と判断してもいいのではないかと思います。よろしく申し上げます。
○会長	はい。事務局の説明並びに担当委員の報告がありましたが、質疑はありませんか。
○委員	なし。
○会長	質疑なしと認め採決をいたします。お諮りいたします。議案第27号については、原案のとおり決定することに異議ありませんか。
○委員	なし。
○会長	異議なしと認めます。したがって、議案第27号については、原案のと

	<p>おり許可することに決定いたしました。続いて、議案第 28 号錦江農業振興地域整備計画の変更についてを議題といたしますので、事務局の説明をお願いいたします。</p>
○事務局	<p>それでは、10 ページからになります。受付番号が 3 番です。申請内容につきましては、用途区分変更となっております。申請人の方が、〇〇さん、笹原の方です。場所が馬場字昭和 5621 番 13 です。地目が台帳、現況ともに畑です。地積が 989 m²です。申請面積も同様となっております。所有者も申請人本人です。用途としては、農業用倉庫と資材置場に使用したいということになっております。11 ページからはですね申請書になっておりまして、12 ページから 14 ページまでですね。15 ページが町の全体図の中の位置図になりますけれども、この地図でいったら大体真ん中付近、これを見てもなかなか場所は分からないと思いますので、16 ページが具体的な場所になります。ここの 16 ページにあるとおりですね、左下のほうが笹原の自治会があるところになりまして、ずっとこの道先に行きましたら、壱崎の自治会のほうにつながっております。大体その中間辺りといえいいんでしょうか、ちょっと大きなカーブがあるんですけども、そのカーブのところですね。そのカーブのところの斜線があるところを用途区分変更ということで、農業用施設用地にしたいという申請となっております。以上になります。</p>
○会長	<p>事務局からの説明がありました、ここで笹原推進委員の報告をお願いいたします。</p>
○笹原推進委員	<p>はい、報告します。畠中委員と事務局と 20 日に現地調査を行いました。地図を見ても分かるかと思いますが、この農地は端のほうにあり、形状も少し変形した畑で、隣の畑より 1 段下がっておりまして、以上のような条件から、農業用の機械倉庫の建設や資材置場とするための用途区分変更には、他の農地への支障はないものと考えます。</p>
○会長	<p>はい。事務局の説明並びに担当委員の報告がありました、質疑はありますか。</p>
○委員	<p>なし。</p>
○会長	<p>質疑なしと認め採決いたします。お諮りいたします。議案第 28 号については、原案のとおり決定することに異議ありませんか。</p>
○委員	<p>なし。</p>
○会長	<p>異議なしと認めます。したがって議案第 28 号については、原案のとおり決定いたしました。以上で、令和 5 年 10 月錦江町農業委員会定例総会の付議事項の協議を終了いたします。</p>
○事務局	<p>以上をもちまして、令和 5 年 10 月錦江町農業委員会定例総会を終了いたします。姿勢を正してください。一同、礼。</p>

錦江町農業委員会会議規則第23条第2号の規定により署名する。

会 長

6 番

7 番

議事録調整者